

第 19 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和元年 8 月 26 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 欠 席	8 番 三明多佳志
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 欠 席	14 番 欠 席	15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一	
1 推 前田 正典	2 推 欠 席	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 河野 恒弘
8 推 近重 邦昭	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文		16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

2. 欠席委員

7 番 廣瀬 康友	13 番 岡本 健治
14 番 青葉 真	2 推 田村 邦麿

3. 事務局出席職員

木原農地係長、佐々木主任主事  
農林振興課 松本囑託  
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 19 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先般 21 日に松江市の県民会館におきまして、市町村農業委員並びに農地利用最適化推進委員の研修会がございました。当農業委員会から、委員の皆様 6 名出席していただきました。当日は、鳥取県の農業会議の会長でおられます上場会長さんの方から話がございます、特に農地中間管理事業の実績等の報告がございまして、一言で言うならば非常に事業を通じた農地の流動化をしておられるなという感じがしました。また、県庁の方からも農業経営課の職員が来られまして、人・農地プランを積極的に進めてくださいということがございまして、今ある農地を 5 年、10 年先にどうして守っていくのか、だれがその農地を使うのかだれがどの担い手に農地を任せるのかなどをいろんな方策を通じて、人・農地プランで活かしてくださいという風なことがございまして、非常に有意義な研修会だったと思いますながら帰ってきたわけでございます。今後ともこうした研修会があると思っておりますが、皆さん方も時間等々が許す限り出席していただけたら、参考になるのではないかと考えています。今後とも積極的に研修会に参加していただきたいと思っております。</p> <p>それでは、本日の欠席は、7 番 廣瀬委員、13 番 岡本健治委員、14 番 青葉委員、2 推 田村委員以上 4 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、15 番 柿元委員、16 番 大谷委員です。よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、1 件、1 筆、2,115 ㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 8 月 30 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和元年 9 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

会 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。資料2ページ3ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は、国府小学校から約100m南東の下府町1町内です。</p> <p>この案件は、先月報告させていただきました、農地付き空き家の対象物件で、譲受人が売買で申請地を取得するものです。譲受人の耕作面積は1.21aで、下限面積については、特例によりまして1a以上という基準を満たしております。</p> <p>2号について説明します。資料2ページ4ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段をご覧ください。申請地は、内田町の田です。場所は、美川小学校から約1,200m北東の上町内です。</p> <p>この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は142a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>1号については、取得後、家庭菜園程度とは思いますが、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>2号についても、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地</p>

	<p>域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。 農地法第3条申請については、以上2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、8番三明委員もしくは河野委員お願いします。</p>
8番(三明委員)	<p>ただ今、事務局の説明があつたとおりです。</p>
会 長	<p>2号について、18番佐々木委員もしくは永見委員お願いします。</p>
18番(佐々木委員)	<p>先日、事務局と永見さんとで現地を確認しました。見たところ、地目は田ですが、田になるのかなと思い、事務局さんから譲受人に確認してもらったところ、重機を持っておられるそうで、田として耕作されるようです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。 では、採決に入ります。 第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。 農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというもの</p>

	<p>です。</p> <p>1号について説明します。資料5ページ6ページ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段2ページ上段をご覧ください。申請地は、旭町本郷の田畑です。場所は、八戸川漁業協同組合から約50m南の戸川行政区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。7ページの顛末書に記載のとおり、先代の時に昭和58年災害により自宅前の田が耕作不能となり、現状の状態となったという案件でございます。なお、後ほど5条のところまでできます、住宅を増築する際に底地の地目が農地であることが分かったという状況です。なお、1ページ下段の写真をご覧くださいと、この川、八戸川ですが、もともと下のブロックしかなかったところに水害があったので、擁壁をついたということで、農地として機能しなくなったと思われます。</p> <p>農地法第4条申請については、1件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、2番岡本委員をお願いします。</p>
2番（岡本委員）	<p>この案件は、先ほど事務局より詳しく説明されたように、あえていうなればですね、昭和58年水害に八戸川が大氾濫した訳です。そして、地図にもありますように橋があると思いましたが、写真の下にかかっていた。水害で上流部から橋が崩れて流れて、この橋がせき止められダムのようなことになったようなことを聞きました。それで農地が水没し、とても耕作できるような状態でなく、しばらく放置していたようです。その後、橋の工事が始まり、現在は2mくらい嵩上げされています。そうすると前の状態では窪地になり住むような状態でなくなり、それで止む無く、当時、知識がなく農地を埋め立てて家を建てられたようです。そういうことで、ここに始末書がついているように、このままなのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p>
会 長	<p>その他ございませんでしょうか。</p> <p>では採決に入ります。</p> <p>第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。資料8ページ9ページ、図面番号④、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は、旭町今市の田です。場所は旭支所から約600m北西の今市下城行政区です。申請地は、農用地区域はこの3月に除外をしており、都市計画区域内用途指定なし区域で、第1種農地に該当します。3月に親族の宅地建設のための5条許可をした個所の隣接地で、当該申請の転用目的は、個人住宅及び作業場建築の案件で、県道浜田八重可部線の改良工事に伴う移転によるもので、10ページの顛末書とおり、隣接地の整地施工に併せて事前着工してしまったという状況です。当該申請は、下手に農地がないことから大きな影響はないものと思われます。</p> <p>2号について説明します。資料8ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、2ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田です。場所は、井野郵便局から約100m西の西下今明です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区外で、第3種農地に該当します。写真をご覧いただくと、今回申請地に建物の基礎がありますが、12ページに始末書がありますが、農機具倉庫が以前立っており今年の4月に解体された後のようですが、転用目的は、太陽光設置で、近隣の農地への影響については、排水対策は、既設の側溝が機能する計画となっており、農地への影響はほぼないとのことです。</p> <p>3号について説明します。資料8ページ13ページ、図面番号⑥、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。申請地は、国分町の畑です。場所は、国府公民館から約30m東の唐鐘1町内です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区内近隣商業地域で、第3種農地に該当します。転用目的は、駐車場用地で、下手に農地はないことから影響はほぼない状況です。</p> <p>4号について説明します。資料8ページ14ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町三隅の田です。場所は、三隅支所から約1,150m北の小野です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区内用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。転用目的は、駐車場用地拡幅で、今までも賃借契約をしておられた用地を今回、所有権移転をすることとなった案件で、</p>

	<p>隣接に農地がありますが、コンクリートブロック及び側溝等を設置する計画であり、周辺へ配慮をする予定と聞いております。</p> <p>5号について説明します。資料8ページ6ページ、図面番号③、現況写真は、2ページ上段をご覧ください。4条1号と同じ方が譲渡者で、旭町本郷の田です。住宅を増築する際に底地が農地であったということが分かったという案件で、よくよく確認したところ4条の箇所も分かったということです。</p> <p>農地法第5条申請については、5件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第5条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、3番宮崎委員もしくは橋本委員お願いします。</p>
3番（宮崎委員）	<p>ただ今、事務局より報告されたとおりです。これは、県道のバイパス工事のための移転です。写真の手前は、事務局よりあったように3月に承認をいただいているものです。それで、建物は子供さんの建物で裏側に作業小屋を作られます。顛末書に書いてあるとおりですので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、5番川本委員もしくは小川委員お願いします。</p>
5番（川本委員）	<p>先月事務局と一緒に現地に行きましたが、基礎だけ残っているんですが、他には全然影響がないのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>3号について、8番三明委員もしくは河野委員お願いします。</p>
8番（三明委員）	<p>ただ今、事務局の説明のとおりで、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>4号について、19番玉田委員もしくは齋藤委員お願いします。</p>
19番（玉田委員）	<p>8月19日に事務局の方と齋藤推進委員さんと現地を確認に行きました。写真や地図で見られたとおりでございまして、事務局の説明のとおりでございまして、よろしくお願いします。</p>

会 長	5号について、2番岡本委員お願いします。
2番（岡本委員）	この案件は、先ほど4条申請で説明しましたように、宅地造成をされた一部分です。譲受人の●さんは●さんの子供さんで、ここに分家をされて跡取りになられる予定ですので、よろしくお願いします。
事務局	先ほどの県道改良の案件ですが、委員さんからもありましたように、かなり大規模な改良工事があります。今回は始末書を提出いただきましたが、今後はこのようなことがないように注意をいたしておりますので、補足させていただきます。
会 長	以上で、第5条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。
会 長	ないようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号は、資料は15ページ16ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ下段から4ページ中段までの3枚をご覧ください。申請地は、三隅町矢原の田畑です。場所は、黒沢公民館から約3,800m西の大辻です。</p>



	<p>当該申請地は、昭和 60 年頃から耕作放棄となり、現状は、原野山林の状態となっております。16 ページの地図をご覧くださいますと、もともと〇〇〇に住居があり、その後、×××のところに家を建てられ、その後、耕作放棄となったという事案で、今は△△△から先には進入が難しい状況でした。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>1 号について、10 番三浦委員もしくは野上委員をお願いします。</p>
14 番（三浦委員）	<p>これはご説明もございましたように、夫婦が暮らしておられましたが、昭和 60 年頃に亡くなられてから荒れています。それで、この集落は個人住宅が全然ありませんので、このような状態で山林化しており、やむを得ない状態だと思っております。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1 号は、資料 17 ページ 18 ページ、図面番号⑨、現況写真は、4 ページ下段をご覧ください。届出地は、金城町小国の畑です。場所は、小国公民館から約 2,100m 東の柚根になります。この届出は、令和元年 10 月 4 日頃から 11 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するとい</p>

	うものです。 以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	では報告を終わります。 そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。 以上を持ちまして、第 19 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 20 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員